

デートDV CASE4



携帯電話をチェックする、友達付き合いを制限するなど相手の行動を制限するような行為は、デートDVにあたります。

引用元 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室ＨＰ
(http://www.i-north.jp/stop-dv/dv_manga/)

デートDV CASE3



アダルトビデオを無理矢理見せる、キスを強要するなどの性的な暴力はデートDVにあたります。

デートDV CASE2



デート費用をいつも払わせる、お金をたかるなどの
お金に関わる暴力はデートDVにあたります。

デートDV CASE1



大声で怒鳴る、バカにするなど、相手にストレスをかけて精神的に追い込むような行為や腕を強くつかむなど暴力を振るう行為はデートDVにあたります。

◎DVの悩みや困りごと、いつでも相談してください

配偶者暴力相談支援センター

(広島県東部こども家庭センター内)

☎084-951-2372

相談日 月～金曜日10時15分
～17時

※年末年始、祝日を除く。

女性サポーターが対応します

市役所女性こども課

☎0847-43-7216

相談日 月～金曜日 8時30分
～17時15分

※年末年始、祝日を除く。

図書館で虐待・DV特設コーナーを開設

11月の児童虐待防止月間、11月12日～25日の女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ、府中市立図書館本館で、虐待・DVの特設コーナーを作っています。いつでも誰にでも起こる可能性があります、誰も幸せにならないDVや児童虐待について、これを機会に学んでみませんか。

開設期間 11月19日(月)～12月3日(月)

休館日 火曜日と第3日曜日

最近増えているデータDV

交際中の親密な2人の間に起きるDVを、個別にデートDVと呼びます。10代の若者を中心に、上のケースのように、「大声で怒鳴る」「異性の連絡先を全て消す」「お金をたかる」などの事例があります。デートDVは、相手に嫌われるのが怖かったり、相手のことが好きな気持ちで邪魔をして、断ることや相談することができない状態に陥ります。気付かないうちに、自分がデートDVの被害者になってしまっているかもしれません。

D
V
の
入
口

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、配偶者や恋人などの間で起こる暴力のことで、重大な人権侵害です。ケンカとDVの違いは、お互いが対等かどうかという点です。意見を言い合うのと、片方が一方的に力でねじ伏せるのとは、関係性が大きく異なります。相手が何も言えないようにコントロールしていくのが、DVの特徴です。

「暴力のあとは優しくなる」というのも多く見られる状態の1つ

それって、DVじゃない……

で、恐怖と安堵が繰り返されると被害者は「本当は優しい人」「少し我慢すれば大丈夫」と暴力をだんだん受け入れていくようになっていきます。暴力が容認されると、加害者は、何か問題が起きたり、自分の思い通りにならなかったりしたとき、全てを暴力で解決しようとしていきます。このとき、ほとんどの加害者に、自分が暴力を振るっているという意識がありません。こうした被害者と加害者との関係が、暴力が繰り返される背景となっています。

暴力を受け続けた被害者は、自分自信を失っていたり過度に自

D
V
させない
しない

－11月12日～25日は女性に対する
暴力をなくす運動期間－

府中市があなたを守ります

今年から
女性相談員（女性サポーター）
を配置しました

まずは、ゆっくりと困りごとや不安なことの話を聞き、DVから逃げるためのシェルターの紹介をしたり、警察につないで、あなたの身の安全を守る手助けをします。女性相談員は、女性が抱えているいろいろな問題に対して、次のステップへ踏み出すためのお手伝いをします。